6　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第七の十二による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

五　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8　認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十三による確認書を交付するものとする。

9　認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第四十四条第一項の指定金融機関の要件）

第二十条　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第二十四条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

二　法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十二条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

第二十一条～第二十三条　（略）

（法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第二十四条　法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第二十条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五　（略）

2～7　（略）

（復興整備計画の作成等）

第二十五条　被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十一条及び第三十二条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

（法第四十四条第一項の指定金融機関の要件）

第二十七条　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第三十一条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

二　法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十九条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

第二十八条～第三十条　（略）

（法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第三十一条　法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五　（略）

2～7　（略）

（復興整備計画の作成等）

第三十二条　被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十八条及び第三十九条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。